

鈴鹿市庁内委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月25日

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市規則第30号

鈴鹿市庁内委員会規則の一部を改正する規則

鈴鹿市庁内委員会規則（平成9年鈴鹿市規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
1～31 略		1～31 略	
32 鈴鹿市公共工事等技術検討部会			
目	<u>公共工事等の生産性及び品質を高め、効率的な社会資本の整備を図る。</u>		
所掌事項	<u>（1）公共工事等における優れた技術及び有用な制度の活用に関すること。</u> <u>（2）公共工事等に関する諸制度への取組に関すること。</u> <u>（3）前2号に掲げるもののほか、公共工事等に関し必要な事項</u>		
定数	<u>10人以内</u>		
事務	<u>技術監理契約課</u>		

<u>局</u>		
----------	--	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。